

答 申 第 436号

第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成27年 4月23日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、市長同意事務（以下「本件請求文書①」という。）、指定医の診察・入院措置事務（以下「本件請求文書②」という。）、精神保健指定医事務（以下「本件請求文書③」という。）、実地指導・実地審査事務（以下「本件請求文書④」という。）、精神保健相談事務（以下「本件請求文書⑤」という。）、精神障害者社会復帰事業事務（以下「本件請求文書⑥」という。）、医療保護入院届出受理事務（以下「本件請求文書⑦」という。）、現在に至るまでの申請者にかかわるすべてのものに関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 同年 6月 5日、実施機関は、本件開示請求に対して、本件請求文書①及び本件請求文書②については、下記（1）に掲げる個人情報を特定し、下記（2）の理由により一部開示とし、本件請求文書③から本件請求文書⑦については、対象となる文書を作成及び取得していないか、もしくは保存期間が過ぎており、既に廃棄して存在しないことを理由として非開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

（1） 特定した保有個人情報

ア 本件請求文書①

（ア）平成19年 6月 5日付市長による入院同意についての文書

（イ）平成19年 6月18日付入院同意解消届

イ 本件請求文書②

（ア）平成16年 4月19日付精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

（昭和25年法律第 123号。以下「精神保健福祉法」という。）第27条第 1項の規定に基づく措置診察の実施についての文書

（イ）平成16年 4月21日付精神保健福祉法第29条第 1項に基づく入院措置についての文書

- (ウ) 平成16年 5月17日付精神保健福祉法第23条の規定に基づく申請の結果についての文書
- (エ) 平成19年 6月28日付精神保健福祉法第27条第 1項の規定に基づく措置診察の実施についての文書
- (オ) 平成19年 6月28日付精神保健福祉法第29条第 1項に基づく入院措置についての文書
- (カ) 平成22年 5月31日付精神保健福祉法律第29条の 4の規定による入院措置の解除についての文書

(2) 一部開示事由

ア 条例第20条第 1項第 3号及び同条同項同号ただし書括弧書に該当申請者氏名・住所・生年月日、申請者の添付書類、主治医からの情報、診察医氏名・勤務先、及び関係職員の氏名等は、当該開示請求者以外の者の情報であり、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

イ 条例第20条第 1項第 7号に該当非開示の部分には主治医からの情報等、診察医氏名・勤務先の情報の記載があるが、実施機関としてこれらを開示すると、診察対象者が直接接触することが可能となり、状況提供や措置診察の協力を得ることが困難になるおそれがあり、今後の指定医の診察・入院措置事務の円滑な実施に支障が生じるおそれがあるため。

3 平成27年 6月18日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分の取り消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び反論意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書①及び本件請求文書②の非開示事由について

「開示請求者以外の正当な権利利益」の具体的な提示を求める。精神病

患者だと認定されたとしても、その権利利益は守られるものであるが、申立人の「権利利益」は全く守られていない。実施機関が被害妄想的になっており、非開示の理由は、申立人に本来帰属すべき財産や正当な理由、それを回復するための「正当な」機会や権利等を奪う目的にしか受け取れない。

実施機関が非開示の理由としている「おそれ」については無いものと判断していただきたい。物理的に人殺しをする、傷害をする等の他害行為を申立人が行うことは全くない。申立人のどのような行動から、そのような「おそれ」が推定されるのかを提示してほしい。提示することにより申立人の理解が得られ、逆にそのような行動の抑制に繋がる可能性も考えられ、実施機関にとって不利益にはならない。

(2) 本件請求文書③から本件請求文書⑦の非開示事由について

それぞれの文書を作成していないかどうかの事実の提示を求める。保存期間が過ぎているのであれば、具体的な法律に基づいた保存期間の提示や処理の記録の提示を求める。

(3) 追加の弁明意見書について

実施機関は、追加の弁明意見書において、条例第20条第1項第7号に該当すると述べているが、その理由を明示されたい。通報者や、医療関係者に迷惑がかかると言っているが、迷惑をかけるつもりはない。協力が得られなくなるというのはどういう事を根拠に言っているのか。理由を提示していただかないとこちらも納得できない。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

- 1 非開示部分には、申請者氏名・住所・生年月日、申請書の添付文書、主治医からの情報の記載があるが、これは特定の個人を識別することができる情報であり、これを実施機関として開示すると申請者等が明らかになるなど、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある。
- 2 措置入院の手続きに関与した主治医の情報、診察医、実施機関の職員および本市職員の氏名を明らかにすることによって、当該職員ら個人に対し、直接請求を求めたり、抗議をしたりする等、当該職員らの私生活等に影響を及ぼすおそれがある。

- 3 また、主治医からの情報等は、精神保健福祉法第27号第 1項に基づき行われる調査により、情報元から任意で取得するため、実施機関としてこれらを開示した場合には情報提供を受けられなくなるおそれがある。
- 4 診察医氏名・勤務先については、精神保健福祉法第27条第 1項に基づき行われる診察は、市の指定する精神保健指定医により診察を実施しており、民間病院や診療所に勤務する精神保健指定医の協力を得て指定しているため、開示した場合には、措置診察の協力を得ることが困難となるおそれがある。

第 5 審議会の判断

1 争点

以下の 2点が争点となっている。

- (1) 異議申立人が開示を求めている保有個人情報条例第20条第 1項第 3号及び第 7号に該当するか否か。
- (2) 本件請求文書③から本件請求文書⑦までが存在するか否か。

2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的な人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人であっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

3 開示しない理由の追加について

実施機関は、本件異議申立ての審議中に開示しない理由の追加を行ったが、当審議会としては、このような理由の追加が認められるか否かについては、次のとおり判断する。

条例が開示しない理由の付記を規定している理由は、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、開示しない理由を処分の相手方に知らせることにより、その不服申立てに便宜を与えるためであると解される。開示しない理由の付記が行政手続の一環として要求されているにもかかわらず、不服申立ての審議の段階になってから理由の追加や差替えを安易に認めることは、開示しない理由の付記の趣旨が没却され、信義に反する結果を招くおそれがある。

しかし、当審議会において、新たに追加された開示しない理由について審議することができないとすると、当審議会より答申を受けた実施機関がその新たな開示しない理由により再び非開示決定を行う可能性も否定できず、本件異議申立てに対する迅速な決定を妨げる事態が生じかねない。

また、実施機関は追加弁明意見書を当審議会に提出し、当審議会は異議申立人に対して当該追加弁明意見書の写しを送付するとともにそれに対する反論の機会も与えた。

以上のことから、当審議会としては、追加された開示しない理由も含めて本件異議申立ての審議を行ったものである。

4 措置入院について

措置入院とは、精神保健福祉法第29条に基づき、精神保健指定医2名の診察の結果、その者が精神障害者であり、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがあると2名の医師から認められたときに、行政の権限により強制的に入院治療をする制度である。

5 一部開示文書について

通報者等から保健所へ提供された情報を基に作成され、健康福祉局障害福祉部障害企画課（以下「障害企画課」という。）が精神保健福祉法第27条第

1項の規定に基づく措置審査の実施並びに同法第29条の1に規定する措置入院に関し実施をした文書である。

6 非開示事由該当性について

(1) 条例第20条第1項第3号該当性

措置入院は、本人の同意なくその者を入院させる制度であることから、通常、本件個人情報の記載内容と異議申立人の病識等との間に相違が生じることが予想される。

措置入院申請者氏名・住所・生年月日、申請書の添付書類、主治医からの情報、診察医氏名・勤務先、及び関係職員の氏名等は、当該開示請求者以外の者の個人情報に該当し、これらを開示することにより、措置入院に対する本人の認識の相違から、各書類の記載内容の真偽や詳細等確かめるために、当該開示請求者以外の者に直接かつ頻繁に説明を求めるにとどまらず、当該意見に対する不満や苦情を述べたり、抗議をしたりすることも、措置入院が本人の同意なくその者を入院させるものであることから、全く考えられないものではない。

また、当審議会の調査によると、過去に本市において、本人の意思に反した精神科病院への入院に関与した公務員に対し、その自宅や転勤先に押しかける等の事例が発生している。

こうした事例自体は、本件において、必ずしも生じ得るものとは考え難いが、上記説示したところに照らせば、およそ具体的に生じ得ない事例であるとは言い難いところである。そして、このような事例が生ずれば、指定医その他本件措置入院手続きに関与した者の平穏な社会生活に影響を及ぼし、その正当な権利利益を侵害するものと認められる。

以上のとおり、同号に該当するとする実施機関の判断に、特段不自然、不合理な点は認められない。

なお、本市条例においては死者の個人情報についても生存者と同様に保護の対象となるため、生存者と同様の判断を行った。

(2) 条例第20条第1項第7号該当性

主治医からの情報については、特定の個人が識別しうる情報ではないものも含まれるが、これが開示されることにより、医療機関に対し、各書類の記載内容の真偽や詳細等確かめるために、直接かつ頻繁に説明を求めたり、抗議をしたりする等、その正当な権利利益を侵害するおそれが生ずることが考えられ、そのため、今後主治医が患者に伝えていない情報を記載すること

を躊躇し、率直な意見が得られにくくなるおそれがある。また、措置入院の調査は精神保健福祉法第27条第1項の規定に基づくものであるが、病院からの情報の提供は任意であるため、上記のような事態が生ずれば、主治医からの情報提供を受けられにくくなることが予想され、措置入院業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のとおり、同号に該当するとする実施機関の判断に、特段不自然、不合理な点は認められない。

7 異議申立てに係る処分で特定した保有個人情報以外に、開示請求に係る保有個人情報は存在するか。

文書の存否について、審議会が異議申立てに係る処分を所管する障害企画課に調査をした結果以下のとおりであった。

(1) 本件請求文書③

精神保健指定医の指定審査等にかかる事務であるため、請求にかかる保有個人情報として作成・取得をしていない。

(2) 本件請求文書④のうち実地指導事務

精神科病院に対する実地指導の事務であるため、請求にかかる保有個人情報として作成・取得をしていない。

(3) 本件請求文書④のうち実地審査事務

文書保存年限を過ぎている。

(4) 本件請求文書⑤及び本件請求文書⑥

保健所における業務のため作成・取得をしていない。

(5) 本件請求文書⑦

文書保存年限を過ぎている。

以上の実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

なお、(4)については、港区港保健所保健予防課による平成27年6月5日付け個人情報一部開示決定通知書において、本件請求文書⑤については一部開示、本件請求文書⑥については文書不存在による非開示である旨が表示されている。

8 なお、異議申立人の主張には自身の境遇等を述べるものが含まれていたが、これらは、非開示部分を開示するべきと判断するに足る合理的な主張であるとは認められない。

また、異議申立人は措置入院の妥当性や精神保健福祉制度への意見も述べていたが、当審議会はそれらについて判断する権限を有しない。

9 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 7月 8日	諮問書の受理
7月21日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月18日	実施機関の弁明意見書を受理
8月20日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
8月25日	異議申立人の反論意見書を受理
12月18日 (第209回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成28年 2月12日 (第211回審議会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取 (欠席)
3月 8日	実施機関の追加の弁明意見書を受理
4月15日 (第213回審議会)	調査審議
4月27日	異議申立人に追加の弁明意見書の写しを送付 併せて、追加の弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう通知
6月16日	異議申立人の反論意見書を受理
6月17日 (第215回審議会)	調査審議
7月15日 (第216回審議会)	調査審議
9月16日 (第218回審議会)	調査審議
11月11日 (第220回審議会)	調査審議
平成29年 1月20日 (第222回審議会)	調査審議

2月 2日 (第223回審議会)	調査審議
4月21日 (第225回審議会)	調査審議
5月12日	答申